

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年11月20日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第4号

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1) 基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>31円30銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(2) 超過料金 使用流量が基本使用流量（単位時間当たりの基本使用水量をいう。以下同じ。）を超えて使用した時間（以下「超過使用時間」という。）に係る使用水量から基本使用流量に当該超過使用時間を乗じて得た水量を減じて得た水量（以下「超過使用水量」という。）の1月分に対し、1立方メートルにつき<u>80円20銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(3) 使用料金 その月の使用水量から超過使用水量の1月分を減じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>8円80銭</u>の割合で計算した額</p>	<p>(料金)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1) 基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>32円40銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(2) 超過料金 使用流量が基本使用流量（単位時間当たりの基本使用水量をいう。以下同じ。）を超えて使用した時間（以下「超過使用時間」という。）に係る使用水量から基本使用流量に当該超過使用時間を乗じて得た水量を減じて得た水量（以下「超過使用水量」という。）の1月分に対し、1立方メートルにつき<u>85円60銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(3) 使用料金 その月の使用水量から超過使用水量の1月分を減じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>10円40銭</u>の割合で計算した額</p>
<p>(負担金)</p> <p>第23条 <u>第7条第2項において準用する第7条第1項の規定により減量後の基本使用水量を定めたとき又は工業用水道の使用を廃止したとき若しくは第29条の規定により給水施設を切断したときは、使用者は、企業長が定める期限までに、次項又は第3項に定める額の負担金を納付しなければならない。</u></p>	<p>(負担金)</p> <p>第23条 <u>使用者は、第7条第2項において準用する第6条の規定により基本使用水量を減ずるための同条の申込みをしたとき若しくは工業用水道の使用を廃止したとき又は第29条の規定による給水施設の切断をされたときは、企業長が定める期限までに企業長が定める額の負担金を納付しなければならない。</u></p>

2 減量後の基本使用水量を定めたときに
使用者が納付すべき負担金の額は、次に
掲げる金額の合計額とする。

(1) 減量後の基本使用水量を定めた日
の前年度末時点の企業債の未償還残高
を、廃止前の大阪府水道企業条例（昭
和41年大阪府条例第42号）第3条第3
項第2号に規定する1日最大給水量に
相当する水量で除して得た額（その額
に1円未満の端数があるときは、その
端数を切り捨てた額）に、減量する水
量に乗じて得た額

(2) 第20条第1号に規定する基本料金
のうち減量する水量分に相当する金額
の5年分（閏年^{じゆん}の日を含む期間につい
ても、1年は365日として計算する。）
の額（その額に1円未満の端数がある
ときは、その端数を切り捨てた額）

3 工業用水道の使用を廃止したとき又は
第29条の規定により給水施設を切断した
ときに使用者が納付すべき負担金の額
は、前項第1号の規定を準用して算定す
る。この場合において、同号中「減量後
の基本使用水量を定めた日」とあるのは
「工業用水道の使用の廃止を決定した日
又は切断工事が完了した日」と、「減量
する水量」とあるのは「基本使用水量か
ら100立方メートル（基本使用水量が100
立方メートル以下の場合は、当該基本使
用水量）を減じた水量」と読み替えるも
のとする。

(保証金)

第26条 使用者は、給水開始前において企
業長が定める期限までに基本使用水量の
60日分に対し、1立方メートルにつき40
円10銭の割合で計算した額の保証金を納
付しなければならない。

2 (略)

(保証金)

第26条 使用者は、給水開始前において企
業長が定める期限までに基本使用水量の
60日分に対し、1立方メートルにつき42
円80銭の割合で計算した額の保証金を納
付しなければならない。

2 (略)

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。